

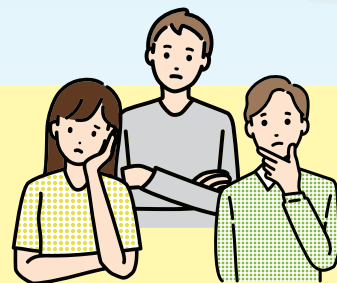


「脱炭素経営宣言」

事業者の脱炭素化の取組みをサポート!

このような悩みをもっていませんか?

- 取引先に脱炭素に取り組んでいることをアピールしたい…
- 脱炭素ってお金かかりそう…
- 脱炭素に向けて何から始めたらいいかわからない…



そんなお悩みを大阪府がサポートします!



©2014 大阪府もずやん

大阪府の **3つの支援!**

1. PR支援

- 宣言事業者を府HPで広く周知
- 登録証を発行

2. 技術的支援

- CO₂排出量の見える化ツールの提供・紹介
- 省エネ診断
- 再エネ電気メニュー・再エネ機器紹介 など

3. 財政的支援

- メルマガ・HP等で補助金情報の提供
- ESG融資に関する情報提供

脱炭素経営宣言について詳しくは裏面をご覧ください!

脱炭素経営宣言とは？

中小事業者を含めたあらゆる事業者の脱炭素化を支援・促進するため、大阪府が創設した制度です。

宣言項目は？

必須項目	1	従業員とともに脱炭素経営に率先して取り組みます
	2	脱炭素化に向けた推進体制(担当者の設置、社内勉強会の実施等)を整備します
	3	宣言に関する取組状況調査のほか、府の脱炭素経営促進施策に協力します
任意項目(5つ以上)	1	府や各種機関が開催するセミナーに参加するなど、脱炭素に関する情報収集に取り組みます
	2	日常的に脱炭素化を意識して、照明の消灯、空調等の適切な運用管理など、省エネに取り組みます
	3	日常的に脱炭素化を意識して、マイボトルの利用、3Rの実践など、省資源に取り組みます
	4	再生エネルギーの活用(再生エネルギーの購入、太陽光発電設備の設置等)に取り組みます
	5	環境性能の良い設備機器(照明・空調設備等)への更新に取り組みます
	6	社用車への電動車(電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、ハイブリッド車)の導入に取り組みます
	7	CO ₂ 排出量の少ないものなど、環境に配慮した物品・資材の調達に取り組みます
	8	自社のエネルギー使用量等の把握・管理を行い、CO ₂ 排出量の算定に取り組みます
	9	CO ₂ 削減余地を把握するため、省エネ診断の受診に取り組みます
	10	自社のCO ₂ 排出量の削減目標を設定します
	11	大阪府気候変動対策推進条例に基づく対策計画書・実績報告書を届出します

登録申請の流れ

STEP1

申請書に必要な事項を記入してください。

STEP2

申請書を「メール、郵送、FAX、持参」のいずれかで、大阪府地球温暖化防止活動推進センターへ送付してください。

STEP3

申請書を受付後、受付完了連絡をお送りします。
(申請から概ね2営業日以内)

STEP4

申請書の確認が出来次第、府より「脱炭素宣言登録証」をお送りします。
(申請から概ね2週間以内)

◆ 登録申請についての問い合わせ先

大阪府地球温暖化防止活動推進センター(一般財団法人大阪府みどり公社 環境チーム)
TEL: 06-6266-1271 FAX: 06-6266-8665
E-mail: zerocarbon@osaka-midori.jp

◆ 制度にかかる問い合わせ先

大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 気候変動緩和・適応策推進グループ
TEL: 06-6210-9553 FAX: 06-6210-9259
E-mail: eneseisaku-03@gbox.pref.osaka.lg.jp

制度詳細・支援メニュー



大阪府 脱炭素経営宣言